

議事録

会議名	令和 8 年度(2026 年度)交付分 第1回市民企画事業補助金申請事業評価会議
日時	令和 7 年(2025 年)12 月 13 日(土) 午前 10 時 ~ 正午
会場	八王子市保健所 401 会議室
参加者	岡田実、西山茂、望月優吾、平岡直人、喜田亮子、葛西昭人、森林育代(敬称略)
事務局	伊東協働推進課長、長尾主査、峰主任
議題	1 委員の自己紹介 2 事務局の紹介 3 市民企画事業補助金申請事業評価会議について 4 座長・副座長の選出 5 令和 8 年度(2026 年度)補助対象事業の募集及び評価のスケジュール等について 6 その他
公開・非公開 の別	公開
傍聴人の数	なし
配付資料	資料 1-1 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者名簿 資料 1-2 市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱 資料2 令和 8 年度(2026 年度)市民企画事業補助金補助対象事業 募集要項(案) 資料3 令和 8 年度(2026 年度)市民企画事業補助金申請事業 評価の流れ 資料4 令和 8 年度(2026 年度)市民企画事業補助金補助対象事業の審査に関する取扱要領 資料5 令和 8 年度(2026 年度)市民企画事業補助金 補助対象事業の採択基準(案) 資料6 令和 8 年度(2026 年度)市民企画事業補助金 事務日程表(案) 参考 ①審査体制・方法・評価項目等一覧 ②これまでの応募・採択件数および交付金額の推移 ③令和 7 年度(2025 年度)市民企画事業補助金交付事業の進捗状況 応募書類 様式 1 市民企画事業補助金申込書 様式 2 市民企画事業実施計画書 様式 3 市民企画事業収支計算書 確認書 公開プレゼンテーション確認書
会議の内容	① 伊東協働推進課長 挨拶 ② 各参加者の自己紹介 ③ 事務局職員の紹介 ④ 市民企画事業補助金申請事業評価会議についての説明 資料 1-2「市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱」(以下、「要綱」)に基づき説明を行った。 評価会議参加者の任期について、従来、12 月の第1回評価会議から翌年 6 月下旬の前年度交付事業成果報告会まで参加いただくため、12 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで(8 か月間)と

している。しかし、交付事業について大幅な内容変更の申請があった際、評価会議による審議が必要となる場合があることから、その対応を見据え、任期を翌年 11 月 30 日までの一年間とすることについて、事務局より提案を行った。各参加者より異議がなかったため、任期を変更することとし、承諾書を別途徴した。

⑤ 座長副座長の選出

要綱第4条に基づき、互選により選任することになっているが、事務局からの提案により、以下のとおり決定した。

座 長：岡田委員

副座長：西山委員

<以降、岡田座長が進行>

⑥ 資料2を基に制度の概要と補助対象事業の募集について事務局から説明。

<質疑応答>

座 長

C事業連携部門の連携先として新たに町会・自治会を加える点が主な変更点か。

事務局

そのとおり。昨年度までC事業連携部門の連携については市民活動団体同士の連携のみを対象としていたが、町会・自治会との連携も対象とすることとしたい。

委 員

連携事業は、補助金の受け手は市民活動団体となるという説明だが、市民活動団体が主体となるということか。

事務局

あくまで対等な関係性での連携事業としているが、町会・自治会に対しては市から別に補助金が出ており、その補助金は使途が比較的自由なものであるため、同一事業に別の補助金が二重で使用されることを避けるため、補助金の受け手を市民活動団体としたい。

委 員

補助金を直接受けられないとすると、町会・自治会としてのメリットは。

事務局

例えば地域の子供会がなくなってしまって、子どもの交流や遊ぶ場が減ってしまったところに、子どもの遊び場づくりやプレーパークの運営ができる市民活動団体が協力して、子供会の代わりとなるような活動をする等が考えられるが、それをきっかけに町会・自治会に興味を持ってもらうことも期待できる。また、そういう事業の際に、町会・自治会への加入促進のための補助金が別途あるため、それを活用した事業を行っていただくことも可能である。

委 員

突然市民活動団体から連携を打診されても、町会・自治会は困惑してしまう。例えば事前に、町会自治会連合会に市民活動団体を案内する場を設けてはどうか。

委 員

市民活動団体と町会・自治会の連携については、実際は連携ありきで始まるのではなく、近隣の住民同士など、既存の関係性から結果として連携が生まれる場合が多い。そのように連携が生まれたときに、この補助金を活用しようとするのでは。

事務局

事務局としても、市民活動団体と町会・自治会の新たなマッチングを必須としているものではない。すでにある程度の関係性がある市民活動団体と町会・自治会が連携して行う事業について提案があれば、本補助金を活用いただきたい。

委 員

そのような意図であれば、市民活動団体と町会・自治会とのコラボレーションという話を強く打ち出しすぎない方がいいかと思う。

事務局

あくまでも、C部門の連携の相手方として、市民活動団体だけでなく町会・自治会も対象になったというものである。募集要項の表現も再度検討し、その意図が伝わるような記載として、町会自治会連合会の方にも相談・報告する。

委 員

市民活動団体と町会・自治会の連携について、町会から派生した団体とその町会の連携という場合はどうか。

事務局

団体の構成員が町会の構成員とほぼ同一である場合は、他団体同士の連携とは認められないため、不可であると考える。

委 員

部門を変えていけば、同一事業で最大6回補助を受けられるが、過去の交付事業で別部門への応募はあるか。

事務局

A部門からB部門へ部門を変えて応募した団体の事例は、過去は比較的よくあったが、最近の傾向としては、団体の自立に重点を置いていることもあり、あまり多くはない印象である。

委 員

昨年までの傾向として、同一の団体が補助を受けている割合は。毎年 20 件程度応募があるが、半数程度が同じような団体が応募しているのか、それとも新しい団体が多いのか。

事務局

初めて応募する団体が多く、その団体も活動を始めたばかりのところが多い。

委 員

国や都などの補助金は応募期間が短く、その期間に申請できずに断念する団体も多い。本補助金も、説明会を 3 月初めに行って 3 月 12 日締切とすると、説明会から申請までの期間が短く、断念する団体もあるのでは。民間では説明用の動画を動画サイトに掲載して、それを見るように指示する事業者も多い。

事務局

応募にあたっては説明会の参加を必須としてはいないため、参加せずに応募する団体もある。説明会の参加者もある程度応募事業の構想がある上で、確認のために参加される方が多いところではあるが、説明用動画も有用であると認識しているので、今後検討したい。

委 員

説明会は対面のみか。

事務局

昨年度は対面のみだったが、オンライン参加または後日配信等を検討する。

委 員

応募件数が減少傾向であるが、広報はどのように行っているか。

事務局

市の広報紙や公式SNSのほか、市内公共施設にチラシを配架している。

委 員

他市で補助金情報を探したときに、その自治体のホームページでなかなか情報が見つからないことがあった。市のホームページのトップページにバナーを掲載することも検討いただきたい。

事務局

トップページへの掲載については管理している広報プロモーション課と相談する。

委 員

令和 7 年度交付分は C 部門の応募がなかったが、団体が連携するためのセミナー等の仕掛

けは作っているのか。

事務局

市民企画事業補助金事業の中では実施できていないが、毎年 2 月に市民活動支援センター主催で「八王子NPO会議」という団体同士の交流等を目的とした事業を実施している。今年度も団体同士の連携や協力をテーマに開催するため、そこでもPRできるよう市民活動支援センターと調整する。

⑦ 資料3～5を基に評価の流れ、採択基準について事務局から説明。

<質疑応答>

事務局

評価は、3段階で行う。

応募事業が要件を満たしているか、提出書類に不備がないか等を事務局が確認する。

次に予備評価として、応募事業の内容に関連する市の所管課が、市や国、他の地方自治体及びそれらの外郭団体から財政的支援を受けていないことや市等との共催でないこと、事業内容が法令に違反していないこと、また市が補助金を交付することに問題がないことなどを確認する。

次に評価会議参加者による評価となる。

今回の変更点として、C部門の評価項目のうち、評価会議参加者による評価の際の「交付の必要性の有無」の項目について、採択基準を「交付の必要性あり」とした参加者が 6 名以上としていたが、5 名以上とすることとした。変更理由としては、以前は部門と同様に「5 名以上」としていたが、C部門の上限額を 100 万円に見直した際、金額の大きさから他の部門より厳しく見るべきとして「6 名以上」に変更した。しかし、現在の上限額はB部門と同様に 50 万円であることから、採択基準も同様に「5 名以上」とするものである。

委 員

市民活動団体からの質問はどのような内容が多いのか。評価に関する質問もあるか。

事務局

検討している補助金の使途内容が補助の対象になるか、また応募を検討している事業について公益性が認められるかどうか、という質問が多い。

また、不採択となった団体から、決定理由を尋ねられることもある。採択(不採択)の通知でも採択または不採択となった理由を一部記載しているが、そのほか評価会議で出た意見等を伝えている。

委 員

評価会議参加者が応募書類を確認する段階では、各団体の収支計画書に記載の内容について、補助対象となるか、対象とならないかは確認済みということか。

事務局

そのとおり。

委 員

公開プレゼンテーションの後に参加者が各自採点し、翌週集まって評価するという流れか。

事務局

公開プレゼンテーション終了後、簡単に意見交換する場を設ける。それを踏まえて採点していただき、翌週の第3回評価会議の際には各参加者の採点の集計結果を事務局からお示しして、最終的な採択または不採択を決定する。採択はするが、一定の条件を付けたうえで採択する「条件付き採択」とすることも可能。団体への採択・不採択通知には、採択・不採択の理由を記載するため、その記載内容についてご意見をいただく。

⑧ 今後の評価会議日程について

事務局

今後のスケジュールについて、資料6「事務日程」で説明

- ・ 第1回評価会議(本日の会議となる)
- ・ 第2回評価会議(公開プレゼンテーション)
令和8年(2026年)4月11日(土)
会場はクリエイトホールの視聴覚室を予定している。
- ・ 第3回評価会議
令和8年(2026年)4月18日(土)
会場はクリエイトホールの会議室を予定している。
- ・ 第2回、第3回の時間、会場については決定次第連絡する。